

# 電気個別要綱 (パレット電気B)

2024年2月1日実施

株式会社CDエナジーダイレクト

## 目 次

本	則 .....	1
1	適 用	1
2	料 金	1
3	そ の 他	2
附	則 .....	4
別	表 .....	4

# 本 則

## 1 適 用

- (1) この個別要綱のパレット電気Bは、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアであるお客さまから、パレットクラウド株式会社（以下「パレットクラウド」といいます。）を当社の媒介事業者として、当社が申込みを受付し、合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。
- (3) 次の言葉は、この個別要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

### イ パレット管理

パレットクラウド株式会社が提供する管理会社向けの入居者管理システムです。

### ロ 管理会社等

パレット管理を利用して、入居物件の管理等を行う事業者をいいます。

### ハ 入居物件

お客さまが入居する物件をいいます。

### ニ 管理会社提供アプリ

管理会社等がお客さまに提供するアプリケーションをいいます。

### ホ パレット電気のホームページ

パレットクラウドが提供する、パレット電気に関するホームページ

## 2 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）（1）イ

によって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	0 円 0 銭
契約電流 15 アンペア	0 円 0 銭
契約電流 20 アンペア	0 円 0 銭
契約電流 30 アンペア	0 円 0 銭
契約電流 40 アンペア	0 円 0 銭
契約電流 50 アンペア	0 円 0 銭
契約電流 60 アンペア	0 円 0 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 99 銭 + 契約電流の値 × 0.246
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	36 円 60 銭
300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	38 円 05 銭

3 そ の 他

- (1) 当社は、この個別要綱を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、管理会社が管理する物件に入居す

るお客さまには管理会社提供アプリまたはパレット電気のホームページに掲載する方法等の電磁的方法等により，管理会社等が管理する物件に入居しないお客さまにはパレット電気のホームページに掲載する方法等の電磁的方法等により，お客さまにお知らせいたします。この場合，お客さまが希望されるときを除き，当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

- (2) 当社は，特別の事情がある場合を除き，管理会社等が管理する物件に入居するお客さまには管理会社提供アプリまたはパレット電気のホームページに掲載する方法等の電磁的方法により，管理会社等が管理する物件に入居しないお客さまにはインターネット上その他当社が適当と認める方法により，基本要綱 20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。
- (3) 基本要綱 7（需給契約の成立および契約期間）(2)の規定にかかわらず，契約期間の定めのないものといたします。
- (4) 管理会社等が管理する物件に入居するお客さまが，入居物件の賃貸借契約を契約満了により終了する場合（入居物件の賃貸借契約を更新する場合を除きます。）は，基本要綱 39（需給契約の廃止）(1)の規定にかかわらず，原則として入居物件の賃貸借契約終了日に消滅いたします。この場合，お客さまより，入居物件の契約終了日を廃止期日として，あらかじめ需給契約の廃止の通知があったものとみなします。
- (5) 当社は，基本要綱 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表 3（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (6) 当社は，お客さまの名義，需要場所（供給地点特定番号を含みます。），使用電力量，料金およびその他の需給契約に係る事項ならびにお客さまとパレットクラウドまたはその委託先とのサービス契約に係る事項について，パレットクラウドまたはその委託先に情報を提供することおよびパレットクラウドまたはその委託先から情報の提供を受けることがあります。
- (7) その他の事項については，基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

## 附 則

### 1. 本個別要綱の実施期日

本個別要綱は、2024年2月1日から実施いたします。

## 別 表

### 1 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価



基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18 銭 3 厘
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。